

小松島市の公務員倫理に関する条例が 平成20年1月1日から施行されました

この条例および規則は、市長ならびに職員が市民全体の奉仕者であり、その職務は市民から負託された公務であることから、職員の職務倫理の保持および市民福祉の向上に向けて職務を遂行するという意識の確立のために必要な事項を定めたものです。職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する市民の信頼を確保することを目的に、市長や市職員の倫理原則や利害関係者等との適正な関わり方についてのルールを次のとおり定めました。

◎小松島市の公務員倫理に関する条例の主な内容は次のとおりです。

○市長が遵守すべき職務の倫理原則

- ・市長は、市民の負託と信頼にこたえるため、自らの権限と責務を深く自覚し、常に高い倫理を保持し、公正かつ公平な市政の運営および市民福祉の増進に努めなければならない。
- ・市長は、職員に対し、その公正な職務の執行を妨げる等自らの権限又は地位のもたらす影響力を私的目的のために行使してはならない。
- ・市長は、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならず、特に市が行う工事の請負契約等について、金品の授受にかわらず、特定の事業者等を推薦し又は紹介する等有利な取扱いをしてはならない。

○職員が遵守すべき職務の倫理原則

- ・職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いする等市民に対し不当な差別的取扱をしてはならず、常に公正な職務の執行に当たなければならぬ。
- ・職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利害のために用いてはならない。
- ・職員は、法律又は条例により与えられた権限の行使に当たっては、市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

○管理職員の責務

- ・管理職員は、その地位の重要性を自覚し、率先垂範して服務規律の確保を図るとともに、管理又は監督の対象となる職員の公正な服務規律の確保に努め、公務に対する市民の信頼を傷つける行為をすることのないよう、職務に係る倫理の保持のために必要な指導、助言をしなければならない。
- ・管理職員は、職員の職務に関連する非行を発生させることのないよう、職務の執行状況を常に把握し、必要な措置を講じなければならない。

○職員の報告義務等

- ・職員は、違法又は公正な職務の遂行を損なうこととなることが明白な行為を求める要求があったときは、これを拒否しなければならない。
- ・職員は、前項の要求があったときは、直ちに所属長および倫理監督者に報告しなければならない。

○贈与等の受領の禁止

- ・市長および職員は、倫理規則で定める場合を除き、利害関係者から、贈与等を受けてはならない。
- ・市長、副市長、教育長および管理職員は、倫理規則で定める場合を除き、事業者等から贈与等を受けてはならない。

○倫理規則

- ・市長は、倫理原則を踏まえ、市長および職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則を定めるものとする。この場合において、倫理規則には、利害関係者および事業者等からの贈与等の受領の禁止その他市民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し市長および職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

◎小松島市の公務員倫理に関する規則の主な内容は次のとおりです。

○利害関係者とは

- ・利害関係者とは、「市長又は職員の職務に利害関係を有する者」で次に定めるものとします。
- 一 許認可等をする事務、当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等、当該許認可等の申請をしている事業者等又は個人および当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人
- 二 補助金等を交付する事務、当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又